

第二期武雄市子どもの未来応援計画

～すべての子どもの自立までを見守る社会へ～



武雄市子どもの貧困対策実行計画

令和3年12月
武雄市

目次

1. はじめに
2. 計画の位置付け
3. 経過
 - (1) 第一期計画の策定
 - (2) これまでの主な取組み
 - (3) 「子どもの生活実態調査」の結果と市の独自指標の推移からみた関連事業の評価
4. 計画対象期間
5. 武雄市の子どもを取り巻く現状
 - (1) 人口推計と子どもの貧困
 - (2) 生活保護世帯
 - (3) 就学援助を受けている児童生徒
 - (4) ひとり親家庭と児童扶養手当受給者
 - (5) 子どもの養育に関して「困難度が高い」世帯
 - (6) 子どもの基本的な生活習慣・学習習慣等
 - (7) 子育てにかかわる各種制度の運用上の課題
6. 武雄市の子どもの貧困対策の基本理念と取組姿勢
 - (1) 基本理念
 - (2) 取組姿勢
7. 子どもの貧困対策の具体的な施策と指標
 - (1) 施策の柱
 - (2) 具体的な取組み
 - (3) 指標
 - (4) 計画の見直し

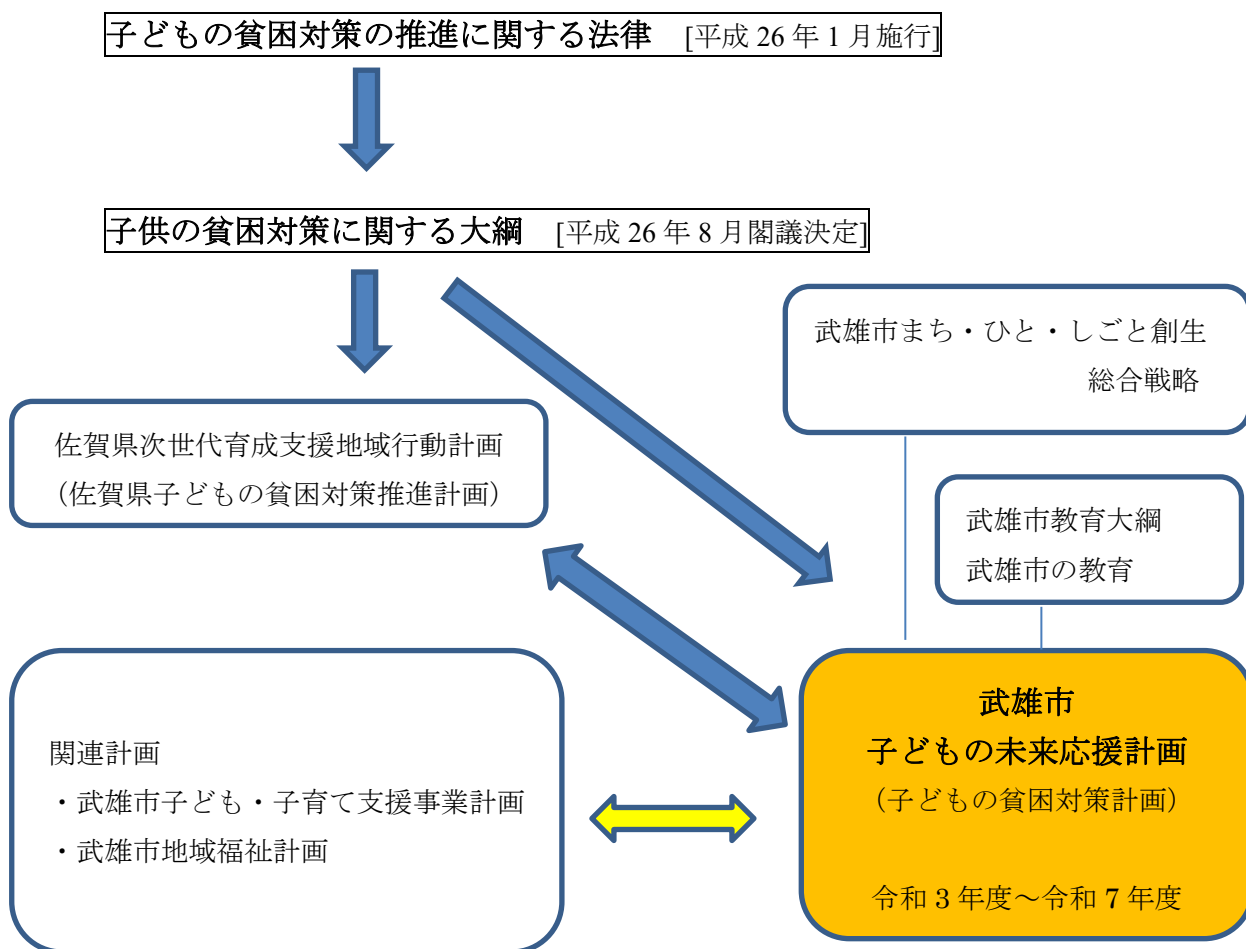
1. はじめに

武雄市の未来を担うのは、子どもたちである。

全ての子どもたちの現在及び将来が、生まれ育った環境に左右されることなく、一人ひとりが夢と希望をもって未来を切り開いていける社会の実現を目指し、平成 28 年度に子どもの未来を応援するための基本方針となる「武雄市子どもの未来応援計画（武雄市子どもの貧困対策実行計画）」を策定し、総合的な対策に取り組んできた。現行計画を見直し、より実行性の高い施策を展開していくため、第二期「武雄市子どもの未来応援計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

2. 計画の位置付け

この計画は、武雄市まち・ひと・しごと創生総合戦略を基に、「武雄市子ども・子育て支援事業計画」との関連性を踏まえ、関連施策を連動させ、一体的に推進していくものとする。



3. 経過

(1) 第一期計画の策定

武雄市（以下「本市」という。）では、平成 28 年 4 月、こどもの貧困対策を専門とする「こどもの貧困対策課」の設置、続いて同年 5 月に庁内関係部署が参画する「こどもの貧困対策ワーキンググループ」を設置し、武雄市におけるこどもの貧困対策について検討を行った。

また、「こどもの生活実態調査」「ひとり親家庭等アンケート調査」、その他関係機関へのアンケート、ヒアリング調査により実態把握を行い、平成 29 年 3 月に「こどもの未来応援計画」を策定しその取組みを進めてきた。

(2) これまでの主な取組み

【施策の柱Ⅰ】子どもに寄り添う伴走型支援

●こどもの笑顔コーディネーター設置事業

平成 29 年度から、問題が顕在化する前の「少し気になる」段階からの早期対応や、こどもの成長段階に合わせて支援を必要とする子どもや家庭に寄り添いながら長期的・継続的支援を行う「伴走型支援」を実施。「こどもの笑顔コーディネーター」として、武雄小学校に教員OBを1名、子育て総合支援センターに保健師を1名配置した。

保健師のコーディネーターは、妊娠期・乳幼児期の早い段階から相談、訪問対応等を行い、教員OBコーディネーターに支援に必要な情報をつないでいる。

教員OBのコーディネーターは、支援強化のため平成31年度から新たに2名を御船が丘小学校、朝日小学校に配置し、令和2年度からは北方小学校に1名配置した。それにより、教員OBコーディネーターの児童対応延べ件数が、平成29年度521件から令和2年度には1586件と増加し、支援強化が図られた。

また、配置する拠点校4校（武雄小・御船が丘小・朝日小・北方小）以外の小・中学校についても、令和2年度以降は、定期訪問等の対応強化を図っている。その他、学校の長期休業期間等を利用して子どもたちの社会体験不足を補う体験活動を実施している。

こうした取組の成果として、子どもや保護者の孤立防止、福祉施策や支援機関とのつなぎ、登校呼びかけ、各種体験活動の提供、進路相談対応、基本的生活習慣の指導、フードバンク等民間支援のつなぎ他、様々な支援を行うことができた。

【施策の柱Ⅱ】教育・学びの支援

①「学校」をプラットフォームとしたあらゆる学びへ環境整備

●コミュニティ・スクール事業

コミュニティ・スクールとは、学校・地域・保護者が一体となった学校運営協議会を組織した学校のことであり、地域学校協働活動推進員が地域住民等と学校との連絡調整を行い、力を合わせ学校運営に取り組む事業のこと。

市内全小・中学校で実施することにより、学校と地域との連携を促進した。

●スクールソーシャルワーカー活用事業

いじめや不登校、暴力行為、児童虐待等、多岐にわたる生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかける事業。

令和2年度に1名増員して3名体制として支援体制を拡充している。支援にあたっては、「こどもの笑顔コーディネーター」との連携も図っている。

②学力・体験支援

●放課後等補充学習支援事業

放課後学習会を実施し、学習習慣の定着と学習意欲や学力向上をより効果的に推進する取組。放課後及び長期休業期間に外部講師が来校し、学習サポートをする取組み。平成29年度から毎年継続して取組み、復習や学び直しの機会を提供している。

●学力向上対策（漢字検定）

子どもたちの基礎学力及び学習意欲の向上を図るための取組。

漢字検定費用について、一般家庭には500円、就学支援を受けている生徒には全額の補助を実施。平成29年度～令和元年の3ヵ年実施。困窮世帯は全額補助とすることにより、家計の状況にかかわらず検定を受けることができ、3ヵ年で260件の補助を実施した。

③就学支援・学びの環境支援

●就学援助制度の拡充

平成29年度新入学用品費の増額、高等学校進学等準備金の新設による制度拡充。新入学時には学用品や通学用品等多額の費用が必要となるため負担軽減を図った。また、中学校3年生に進学等準備金を支給することにより、高校入試受験料や就職準備のための負担軽減も図っている。

7月に支給していた新入学用品費を3月支給に変更したことにより、入学時に必要な学用品や通学用品を購入する際の費用負担軽減を図っている。

●給付・貸与制度の周知

平成 29 年度から行政やその他支援機関の給付・貸与制度情報をとりまとめた給付・貸与制度に関するリーフレットを作成。

こどもの笑顔コーディネーター、支援機関での活用他、市ホームページの掲載により、支援情報として周知を図っている。

【施策の柱Ⅲ】生活・養育環境の支援

①親子への生活・養育環境の支援

●ファミリー・サポート制度

育児の援助を受けたい人と応援したい人が会員となり、ファミリー・サポート・センターが仲介して、一時的な子どものお世話を有償で行う、子育て相互支援事業。

制度の見直しにより、減額対象者を多胎児（月 10 回利用）まで拡充。ひとり親、低所得、多胎児、障がい児を持つ世帯は優先して調整を行う。

ファミリー・サポートの利用をきっかけとして、支援が必要なケースが見つかり関係機関へとつながる等の成果もあった。

●ひとり親家庭等空家改修費助成事業補助金

空家改修に対して改修費の一部を助成し、ひとり親家庭世帯と認定された者を対象に居住を確保する事業。平成 28 年度～平成 30 年度まで実績 3 件。

空き家所有者の協力を得て、ひとり親世帯の賃貸物件として改修を行うことにより、低廉な家賃で居住できる物件の提供を行うことができた。

●ひとり親家庭家賃助成事業

児童扶養手当等の新規認定（離婚後）のひとり親家庭に対し、生活が不安定な初期の期間において、家賃の一部を助成し、生活の安定を図る事業を実施。

平成 30 年度から特に負担感の強い住居費に関する支援を実施することにより、ひとり親世帯の経済支援を図った。

②保護者の生活支援

●子育て短期支援事業

保護者の疾病やその他の理由により、家庭で児童の養育をすることが一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童が施設に入所する支援事業。事業実施により、子育て困難な状況に陥っている保護者、子どもの短期支援を実施している。

③子どもの生活支援・居場所づくり

●放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に学校施設等を利用して適切な遊び、生活の場を与え、健全育成を図る事業。市内全 11 小学校に放課後児童クラブを開設（14 クラブ 25 単位（内 1 クラブは民間））し、居場所提供、育児支援を実施している。

●こどもの居場所「笑顔ルーム」事業

令和 2 年度から、こどもの笑顔コーディネーターが地域の協力を得てこどもの居場所「笑顔ルーム」事業を実施し、孤立防止、学習・食の支援、体験活動等、子ども・保護者を含めた支援強化を図る事業。令和 2 年度は小学生 19 名が参加し、計 25 回開催した。事業実施により、家、学校以外の居場所の提供、宿題の見守りによる学習の支援、料理体験、焼き物体験他様々な体験活動の実施により、学習機会の提供、社会体験不足を補うことができた。

【施策の柱Ⅳ】就労・経済的な支援

①就労の支援

●母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業

ひとり親家庭等の父又は母が、安定した収入を得るための資格取得に係る資料代の費用の助成事業。平成 28 年度から令和 2 年度までの実績は毎年 1 件。

②経済的な支援

●子どもの医療費の現物給付化（小中学生）

平成 29 年度から、小中学生の子どもの医療費について現物給付化を行い、医療機関窓口での負担軽減を行うことで、子どもの健全な成長と、家庭環境の安定を図る事業。

●令和元年 8 月豪雨災害への対応

本市は令和元年 8 月豪雨により甚大な被害を受けたため、各種利用料について、減免や支援拡大を図った。その例として、保育料減免、放課後児童クラブ利用料減免、就学援助対象の拡大等について、対象者に家屋被害を受けた方を加えて経済的負担軽減を図った。

●寡婦（夫）控除のみなし適用の実施

それまで未婚のひとり親家庭が受けられなかった寡婦（夫）のみなし適用での控除が受けられるよう平成 30 年度に要綱施行し、負担軽減及び格差是正を図った。これまでの実績で 6 件の適用実績があった。

■自治体間の交流と国等への働きかけ

本市では平成 28 年の「こどもの貧困対策課」設置以来、特に国への働きかけ、自治体間交流（知見の共有）等に力を入れてきた。

小松市長が発起人となり、平成 28 年 6 月に「子どもの未来を応援する首長連合」を設立。毎年度現場の声を国政に届けるための内閣府特命担当大臣への要望活動と、会員自治体の知見の共有、全体の底上げを目的としたワークショップを令和 2 年度までに全 6 回開催した。

○設立年月日 平成 28 年 6 月 8 日

○加盟自治体数 177（131 市 4 区 38 町 4 村）※令和 3 年 4 月現在



令和 2 年 11 月

坂本哲志内閣府特命担当大臣
要望書手交



令和 2 年

愛知県豊橋市
地域ワークショップ

- 目的 貧困対策のプラットフォーム
知見の共有 → 全体の底上げ
現場の声を国政へ

○経過

要望活動

- ・H28.12. 6 加藤勝信内閣府特命担当大臣へ要望
- ・H29.12. 6 松山政司内閣府特命担当大臣へ要望
- ・H30.10.24 宮腰光寛内閣府特命担当大臣へ要望
- ・R 1.11.13 衛藤晟一内閣府特命担当大臣へ要望
- ・R 2.11.19 坂本哲志内閣府特命担当大臣へ要望

地域ワークショップ

- ・H29. 8.10 第 1 回 佐賀県武雄市
- ・H30. 1.19 第 2 回 大阪府八尾市
- ・H30.11.13 第 3 回 福島県伊達市
- ・H31. 1.24 第 4 回 徳島県鳴門市
- ・R1 .11.25 第 5 回 東京都足立区
- ・R2 . 2.18 第 6 回 愛知県豊橋市

○成果：（令和元年度要望事項）

- ・地域子供の未来応援交付金の見直しへ
補正予算から当初予算へ、及び補助期間の延長
→ 事業立ち上げから地域に根付かせるまでの活用が可能に
- ・各自治体の地域の実情に応じた取組が加速
- ・離婚母子家庭等の養育費の取決め・確保の促進に取組む自治体への支援

(3)「子どもの生活実態調査」の結果と市の独自指標からみた関連事業の評価

はじめに、こどもの貧困対策を評価する際は、それが社会情勢等の影響を多分に受けるものであり、施策の成果との判別が難しいことを踏まえる必要があった。特に令和元年 8 月豪雨災害と新型コロナウイルス等による社会的要因の影響は大きい。

今回、これまでの取組みを評価するにあたり、生活実態調査により把握した困難度の高い世帯の判別結果、本市の子どもの貧困を把握するべく設定した独自の指標の推移と関連事業の成果から評価を行うこととした。

【子どもの生活実態調査結果より】

本市では、国民生活基礎調査によるこどもの貧困率に代わる指標として、市独自の調査を実施し、経済的困窮だけでなく、子どもに必要な環境が与えられているか否か、困窮経験の 3 つの要素で困難度の高い世帯の判別を行い、その実態把握を行ってきた。

結果については、以下のとおり。

困難度の高い世帯の判別

判別基準	H28 調査	R2 調査	比較増減
世帯年収	14.6%	11.8%以下	2.8 ポイント減少 (改善)
子どもに必要な環境等 (合意基準)	5.2%	4.5%	0.7 ポイント減少 (改善)
困窮経験	3.6%	2.4%	1.2 ポイント減少 (改善)
計	19.0%	17.5%以下	1.5 ポイント減少 (改善)

※それぞれ重複分を差し引くため、単純合計ではない。

※令和 2 年度調査では、世帯年収から、等価世帯年収として世帯一人当りの収入を算出しているが、ここでは前回調査結果との比較のため、前回同様の世帯年収での数値を掲載。

平成 28 年度調査では 3 つの要素にいずれかでも該当する世帯の割合は 19.0%であったが、令和 2 年度に実施した調査では、前回同様の判断基準で判定した場合、17.5%以下となり一定の改善がみられる。

前述のとおり、施策の成果と単純に言うことはできないが、3 つの要素すべてにおいて大災害等、大きな社会的悪影響の中一定の数値的改善が見られたことは、伴走型支援他、就学援助、ひとり親支援、医療費の支援等多方面にわたって施策を積み重ねたことが一定の成果につながったものと考えられる。

【市の独自指標の推移からみる関連事業の評価】

次に本市で独自指標として定める3つの指標とその関連施策についてまとめた結果は以下のとおりである。

① 要保護、準要保護の割合

生活保護制度は国の制度であることから市独自で制度を見直すことはできないが、準要保護（就学援助制度）については、市独自で新入学用品費の増額と進学等準備金の新設等制度見直しを図り、支援拡充を行っている。

結果として、要保護、準要保護について、児童・生徒の全体数は少子化に伴い平成28年度4,492人から、令和2年度4,347人と年々減少傾向にあるが、認定数は逆に平成28年度455人（10.1%）から、令和2年度535人（12.3%）と支援対象者数80人増、割合（2.2%増）とも年々増加している。制度の周知の結果として小・中学校の新入学用品費の増額（小学校20,470円⇒40,600円、中学校23,550円⇒47,400円）、高校入学時の進学等準備金（一律2万円）等、拡充した就学支援を多くの家庭へ結び付けたと言える。

② 子どもの朝食摂取率

各学校の食育推進担当者が作成した「食に関する全体計画」に従い、学級活動や家庭科等を通じ指導を行っている。その他関連事業として、食育推進事業、食生活改善推進事業、食を通じた健康づくり事業を実施している。

子どもの朝食摂取率については、以下のとおり。

朝食摂取率（小学校6年生）

(%)

	国	県	武雄市
H28	95.5	95.2	94.9
R1	95.3	94.4	94.5
増減	▲0.2	▲0.8	▲0.4

(▲はマイナス)

出典：全国学力・学習状況調査

国、県、市ともに下落。本市では0.4ポイント摂取率が下落しているが、国、県との比較では、平成28年度では朝食摂取率が最も低かったものが、令和元年度では県の結果を0.1ポイント上回った。

朝食摂取率（中学校３年生）

(%)

	国	県	武雄市
H 2 8	9 3 . 3	9 4 . 9	9 6 . 6
R 1	9 3 . 0	9 3 . 3	9 2 . 7
増減	▲ 0 . 3	▲ 1 . 6	▲ 3 . 9

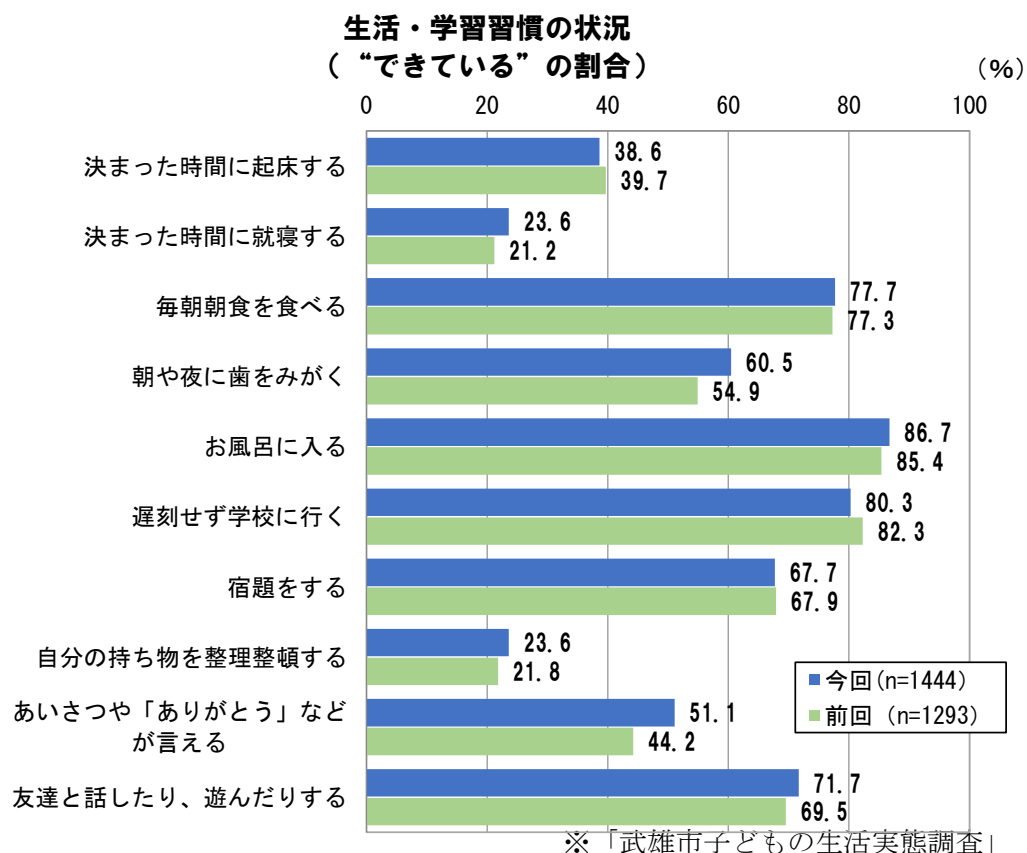
(▲はマイナス)

出典：全国学力・学習状況調査

国、県、市ともに下落であるが、武雄市の下落率が大きい。

子どもの基本的な生活習慣を見る指標として、生活の基本である朝食摂取率を設定したものであるが、「子どもの生活実態調査」の結果では、朝食摂取率の設問で「毎朝朝食を食べる」が平成 28 年度の 77.3%に対し、令和 2 年度では、77.7%と改善している。

その他、同調査における生活・学習習慣の状況について 10 項目の結果についても以下のとおり、10 項目中 7 項目で改善の傾向がみられる。



③ 不登校率

小学校 不登校児童数（30 日以上）の割合 (%)

	国	県	武雄市
H 2 8	0. 4 7	0. 4 3	0. 5 3
R 1	0. 8 3	0. 7 1	0. 6 8
増減	0. 3 6	0. 2 8	0. 1 5

出典：武雄市調べ

本市では令和元年度の不登校児童の割合は 0.15 ポイント増加しているが、（国 0.36 ポイント増、県 0.28 ポイント増）に比べ増加は低く抑えられており、平成 28 年度時点では市の不登校率が最も数値が高い状況であったが、令和元年度においては、国、県と比べ最も低い値に改善されている。

中学校 不登校生徒数（30 日以上）の割合 (%)

	国	県	武雄市
H 2 8	3. 0 1	2. 9 5	4. 1 4
R 1	3. 9 4	3. 8 3	3. 9 2
増減	0. 9 3	0. 8 8	▲ 0. 2 2

（▲はマイナス）

出典：武雄市調べ

中学校において、平成 28 年度は武雄市の不登校率が最も高かったが、令和元年度には国、県の不登校率が増加する中、本市では 0.22 ポイント減少したことにより、国の不登校率よりも下回った。

関連する施策については以下のとおり。

スクールソーシャルワーカー（SSW）事業について、市内 2 名配置を 3 名に拡充し、それぞれ中学校区ごとに担当を決めて対応に当り、児童生徒の家庭環境への働きかけ、医療機関他関係機関とのつなぎ等実施している。

こどもの笑顔コーディネーターは、家庭訪問、登校呼びかけ等、スクールソーシャルワーカー等支援機関と連携し、児童・生徒、保護者の相談対応に当たっている。

スクールカウンセラーは市内全小中学校に配置し、児童生徒のみならず、保護者、教職員へのカウンセリングも行い、心理面の支援にあたっている。

スクラムでは、支援員 2 名を配置し、個別の学習指導や小集団での体験活動を通して、不登校（傾向）児童生徒の社会的自立に向けた支援を行っている。

以上関連施策により不登校率の改善一定の成果をあげていると言える。

(3) 第二期計画の策定

第二期計画の検討にあたって、平成 28 年度の「子どもの生活実態調査」からの変化をとらえるため、令和 2 年度に再度調査を実施し、子どもやその保護者について、収入面や、子どもに必要な環境が与えられているか、困窮経験等の調査により「困難度が高い」世帯の実態把握に努めた。

調査対象は、前回調査を行った小学校 1 年生及び 5 年生並びに中学校 2 年生の児童生徒・保護者に加え、今回調査では義務教育後の実態把握をするため高校 2 年生の学年にあたる 16～17 歳の子ども及びその保護者まで対象を広げ調査を実施した。

その他児童扶養手当等受給者を対象として「ひとり親家庭等アンケート調査」を実施するとともに、子どもの貧困にかかわる関係者を集めた「子どもの貧困対策会議」における意見聴取や、保育所・幼稚園・認定こども園、小中学校、主任児童委員などへのヒアリング調査等を行い、実態把握に努めた。

また、令和 3 年 11 月 8 日から 12 月 7 日まで本計画案にかかるパブリックコメントを実施した。

4. 計画対象期間

本計画の対象期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とする。ただし、中長期的な課題についても視野に入れ、継続的に取り組むものとする。

5. 武雄市の子どもを取り巻く現状

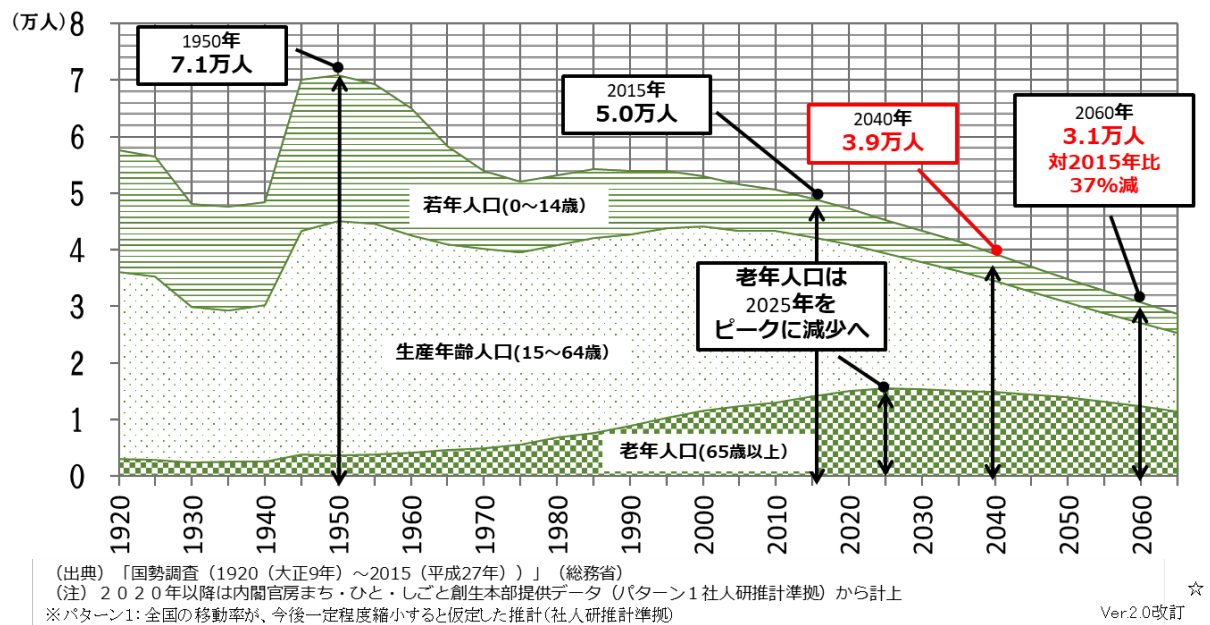
(1) 人口推計と子どもの貧困

本市においては、少子高齢化の進行により、2060年には2015年と比べ総人口が37%減少する見込みである。これは、人口ビジョンを策定した2015年と比較しても当時の想定に対し、1000人を上回るペースの人口減少を推計している。

また、2060年には65歳以上の割合が総人口の約4割に達する見込みである。また、生産年齢人口も減り続け、約40年後には約4割以上減少する見込みである。

社会保障制度が「肩車」型社会¹へと変化する人口構成が予想されている次世代を担う子どもたちを武雄市においてどのように育てていくかが問われている。

図1. 武雄市の人口推計



武雄市人口ビジョンより

¹ 65歳以上の高齢者ひとりを支える現役世代の人数について、半世紀前は9人で支える「胴上げ」型社会、近年は3人で支える「騎馬戦」型であったが、将来は1人で支える「肩車」型社会になると予測されている。

一方、我が国の相対的貧困率²は、厚生労働省の国民生活基礎調査によると、昭和 60 年は 12.0%であったが、年々増加傾向にあり、平成 24 年は過去最高の 16.1%である。

同様に、子どもの貧困率³も、昭和 60 年は 10.9%であったものが、平成 24 年は過去最高の 16.3%となり、子どもの約 6 人に 1 人が貧困状態にあると考えられていた。

その後、平成 27 年は 13.9%、平成 30 年は 13.5%と若干下がってはいるが約 7 人に 1 人が貧困状態にあり、特に、ひとり親家庭については 48.1%と約半数の家庭が貧困状態にあると考えられている。

なお、佐賀県及び武雄市の状況については、抽出調査である国の調査からは算出することはできず、表 1 の数値と比較可能な統計値は得られない。

表 1. 全国の子どもの貧困率の状況

調査年	H9	H12	H15	H18	H21	H24	H27	H30
相対的貧困率	14.6%	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.7%	15.4%
子どもの貧困率	13.4%	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%	13.5%
子どもがいる現 役世帯	12.2%	13.1%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%	12.6%
大人が 1 人	63.1%	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%	48.1%
大人が 2 人 以上	10.8%	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%	10.7%
貧困線（名目値）	149 万円	137 万円	130 万円	127 万円	125 万円	122 万円	122 万円	127 万円

出典：国民生活基礎調査

² 等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って算出）が全人口の中央値の半分未満の世帯員を相対的貧困者としている。相対的貧困率は、単純な購買力よりも国内の所得格差に注目する指標であるため、日本など比較的豊かな先進国でも高い割合が示される。

³ 18 歳未満で貧困線を下回る人の割合を指す。

(2) 生活保護世帯

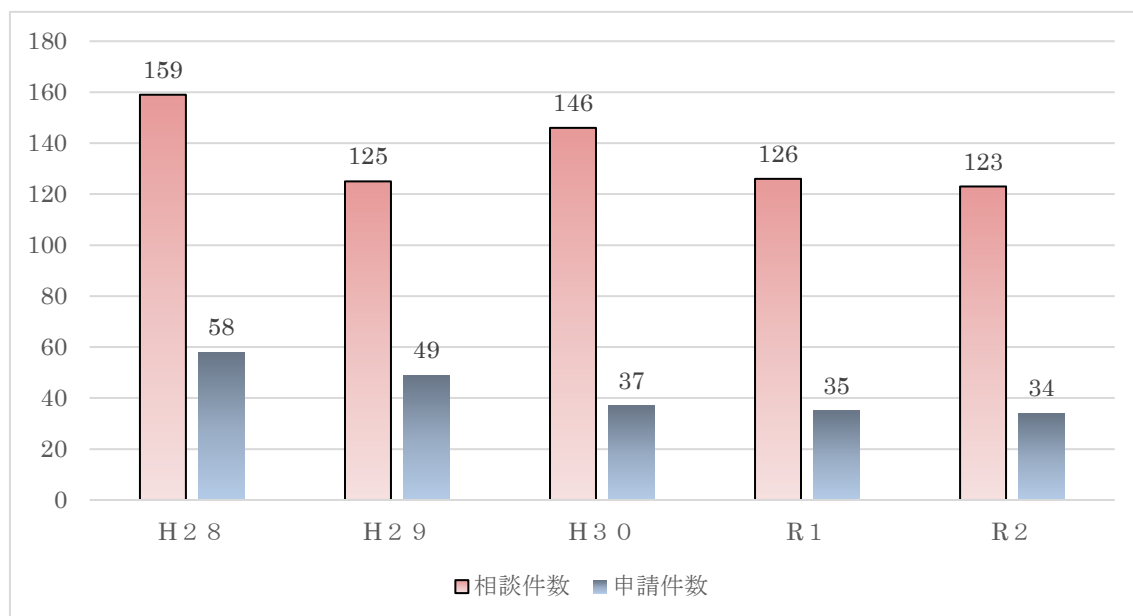
本市の生活保護世帯数は、令和元年度は 228 世帯で、保護率は 0.539%（全国平均は 1.643%、佐賀県は 0.963%）であり、生活保護を受給している世帯の 17 歳以下の子どもの数は 16 人である。

生活保護世帯の子どもの進学については、本市では実数が少なすぎるため、単年度では統計的に実態を把握できないが、平成 27 年度～令和元年度（5 か年）の平均値としては、高等学校等進学率が 81.8%、大学等進学率が 20.0%である。

本市における生活保護の相談件数は年度によって若干の差はあるが、毎年平均 135 件程度で推移しており、極端な増減は無い。生活保護の申請件数は平成 28 年以降毎年減少している。

生活保護制度を受けるには、給付要件や、制約があるため相談数に対し、実際の申請数は少ない。相談者には、その他利用できる支援制度もつなぎ対応にあたっている。

図 2. 武雄市の生活保護相談件数及び申請件数の推移



出典：武雄市調べ

(3) 就学援助を受けている児童生徒

本市では、学校教育法（昭和 23 年法律第 26 号）第 19 条の規定に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる小・中学生の保護者に対して学用品等の援助を行っている。要保護及び準要保護児童生徒数（就学援助対象者数）は、令和 2 年度は 535 人で全児童生徒数に占める割合は 12.3%である。表 2 の推移のとおり、認定数はここ 10 年の経過をみると増加傾向にある。

就学援助については、市町村ごとに認定基準が異なるため単純比較はできないが、要保護・準要保護の認定者割合は令和元年度では、武雄市は 12.6%、佐賀県が 12.4%、全国では 14.5%である。

表 2. 武雄市の要保護・準要保護認定の推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
認定数	407 人	408 人	428 人	431 人	437 人	455 人	526 人	530 人	550 人	535 人
割合	8.4%	8.6%	9.1%	9.4%	9.7%	10.1%	11.9%	12.0%	12.6%	12.3%

出典：武雄市調べ

(4) ひとり親家庭と児童扶養手当受給者

本市におけるひとり親家庭の世帯数は増加傾向にある。（表 3）

なお、本市の児童扶養手当受給者数は、平成 28 年度以降、減少傾向にある。（表 4）

表 3. 武雄市のひとり親世帯数

年度	H7	H12	H17	H22	H27
父子家庭	20	28	24	28	26
母子家庭	194	238	284	292	299

※数値は 18 歳未満世帯員のいる世帯数 出典：国勢調査

表 4. 武雄市の児童扶養手当受給者数の推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
人数	502	518	509	507	507	501	478	470	476	464

※数値は各年度 3 月末の人数

出典：武雄市調べ

(5) 子どもの養育に関して「困難度が高い」世帯

本市では、平成 28 年度に続き、2 回目の「子どもの生活実態調査」を令和 2 年度に実施した。子どもの生活環境について、家庭の経済的な状況だけでなく、子どもを取り巻く家庭環境全体を把握すべきと考え①世帯の年収の状況、②子どもの生活に必要な環境やモノが無い、③ライフライン等における支払いが困難な経験がある、のいずれか一つでも該当する世帯を子どもの養育に関して「困難度が高い」世帯として分類した。結果として令和 2 年度における「困難度が高い世帯」の割合は 24.4%であった。

調査対象：小学校 1 年生の保護者、小学校 5 年生の児童及び保護者、
中学校 2 年生の生徒及び保護者 16～17 歳の子ども及び保護者
(保護者 1,817 名 子ども 1,404 名 計 3,221 名)

実施期間：令和 2 年 12 月～1 月

実施方法：無記名によるアンケート調査、学校を通じて配付・回収
16～17 歳は郵送による配布・回収

回収率：保護者 77.5% 子ども 74.4%

表 5. 子どもの養育に関して「困難度が高い」世帯

“困難度の高さ”指標	判別基準	割合
①等価世帯年収 (1 人当たりを算定) ※前回は世帯年収	等価世帯年収(世帯の 1 人当たり年収)が 169 万円(目安)を下回る場合、困難度が高いと判別 ※前回基準は 250 万円未満の世帯	21.4% ※前回基準 11.8%以下
②子どもに必要な環境等	以下のいずれかが与えられていない世帯 ・一日 3 度の食事・必要な時に病院に行く ・高校等への進学・季節にあった衣服 ※前回は学校行事への参加も加えた 5 項目	4.5%
③困窮経験(4 項目)	以下のいずれかが頻繁にあった世帯 ・必要な食料品が買えない・家賃等の滞納 ・必要な衣料が買えない・公共料金の滞納	2.4%
計 (重複を除いた実世帯の割合)		24.4% ※前回基準 17.5%以下

出典：武雄市「子どもの生活実態調査」調査結果

今回調査では年収の捉え方を、単純な世帯年収から、世帯人数を考慮して一人当たり収入により判定している。

ただし、前回同様世帯年収で判定した場合、世帯年収での困難度は 11.8%以下と下がり、困難度が高い世帯は 3 要素の合計でも 17.5%以下となり前回数値 19.0%より改善している。

子どもの養育に関して「困難度が高い」世帯における回答においては、それ以外の世帯の回答と比較して、以下の特徴が見られた。

(保護者)

- ・親の健康状態があまりよくない割合が高い。
- ・受診が必要な際に受診しなかった理由として、自己負担額を払えなかったためという割合が高い。
- ・習い事、進学見通しの制約要因として経済的な理由を回答する割合が高い。
- ・保護者の進学見通しにおいて、困難度が高い世帯では、「高校」と回答した割合が最も多く 41.2%に対し、それ以外の世帯では、大学・大学院が 35.5%で最も多い。
- ・必要と思う支援について、「保育や学校費用の軽減」が最も多く、次いで多いのは「奨学金制度の充実」。医療や健康にかかわるサポート、住宅支援、就業のための支援の拡充が必要と考えている割合も高い。
- ・子育ての心配や悩み事を持っていると回答した割合が高く、生活費や将来の教育費の心配とともに、自分の健康状態や仕事、周囲との人間関係に関する心配の割合も高い。

(子ども)

- ・自己肯定感が相対的に低い。
- ・テレビや動画、スマートフォン等を長時間見る、ゲームをする割合が高い。
(コロナ禍の影響により、長時間視聴の傾向が強まっている。)
- ・コロナ禍で就職に影響を及ぼすのではないかと不安が高まっている。
- ・放課後を学校や、塾、習い事で過ごす割合が低く、自分の家で過ごす割合が高い。

また、令和2年8月に武雄市が実施したひとり親家庭等へのアンケート調査においては、以下のような特徴が見られる。

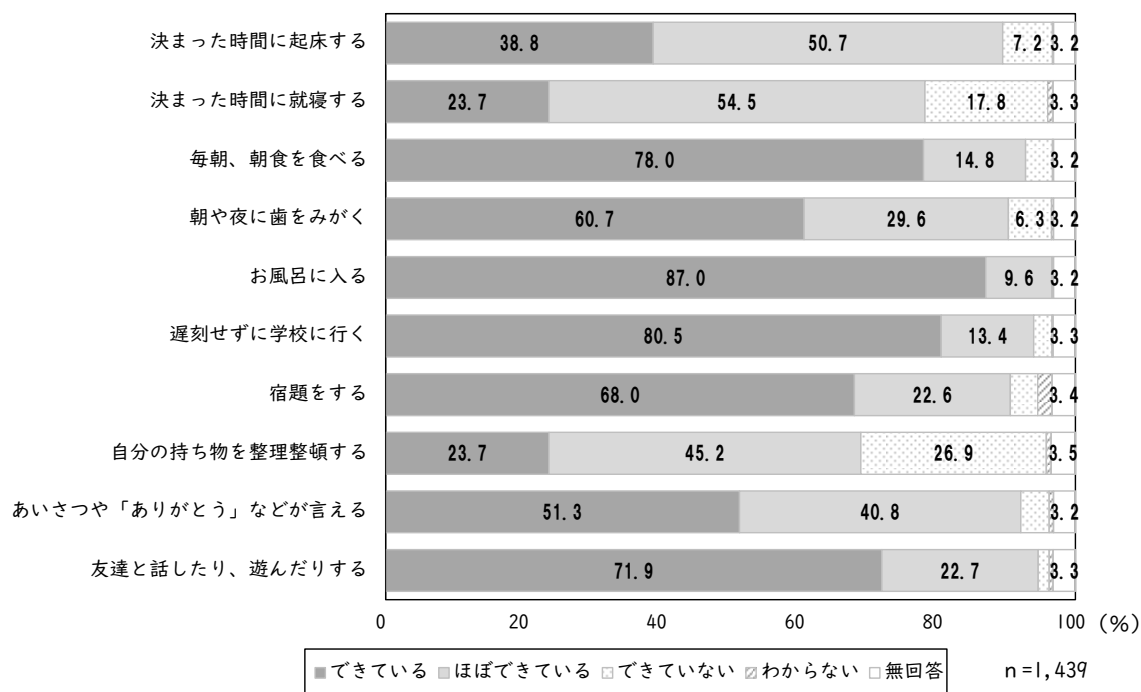
- ・「子どもについての不安」についての設問では、無回答を除くと進学や就職が 23.2%、勉強の遅れ 17.8%、健康 13.1%、学費・習い事等の費用 13.0%の順であった。
- ・コロナ禍の収入への影響については、変わらないと回答した割合が最も多く 54.4%、次いで「減った」とした回答割合が 34.0%となっている。
- ・養育費の取決めの有無についての質問では、「取決めを行っている」と回答した割合が 33.7%、取決めを行っていないが 39.8%となっている。
- ・養育費が取決めどおりにもらえているかについては、「もらえている」と回答した割合が 51.7%、「もらえていない」が 37.9%となっている。
- ・取決めをしなかった理由は、無回答が 46.2%であり、次にと関わりの拒否の割合が 15.8%、「支払い能力がない」が 14.6%と続いている。

(6) 子どもの基本的な生活習慣・学習習慣等

本市の子どもの生活実態調査をみると、子どもの生活・学習習慣に関する項目のうち保護者が「できている」「ほぼできている」と肯定的に回答した割合が高い項目は、“お風呂に入る”96.6%、“遅刻せずに学校へ行く”93.9%、“毎朝、朝食を食べる”92.8%であった。

一方、他と比べて肯定的割合が低いものは、“自分の持ち物を整理整頓する”で68.9%、“決まった時間に就寝する”78.2%などとなっている。

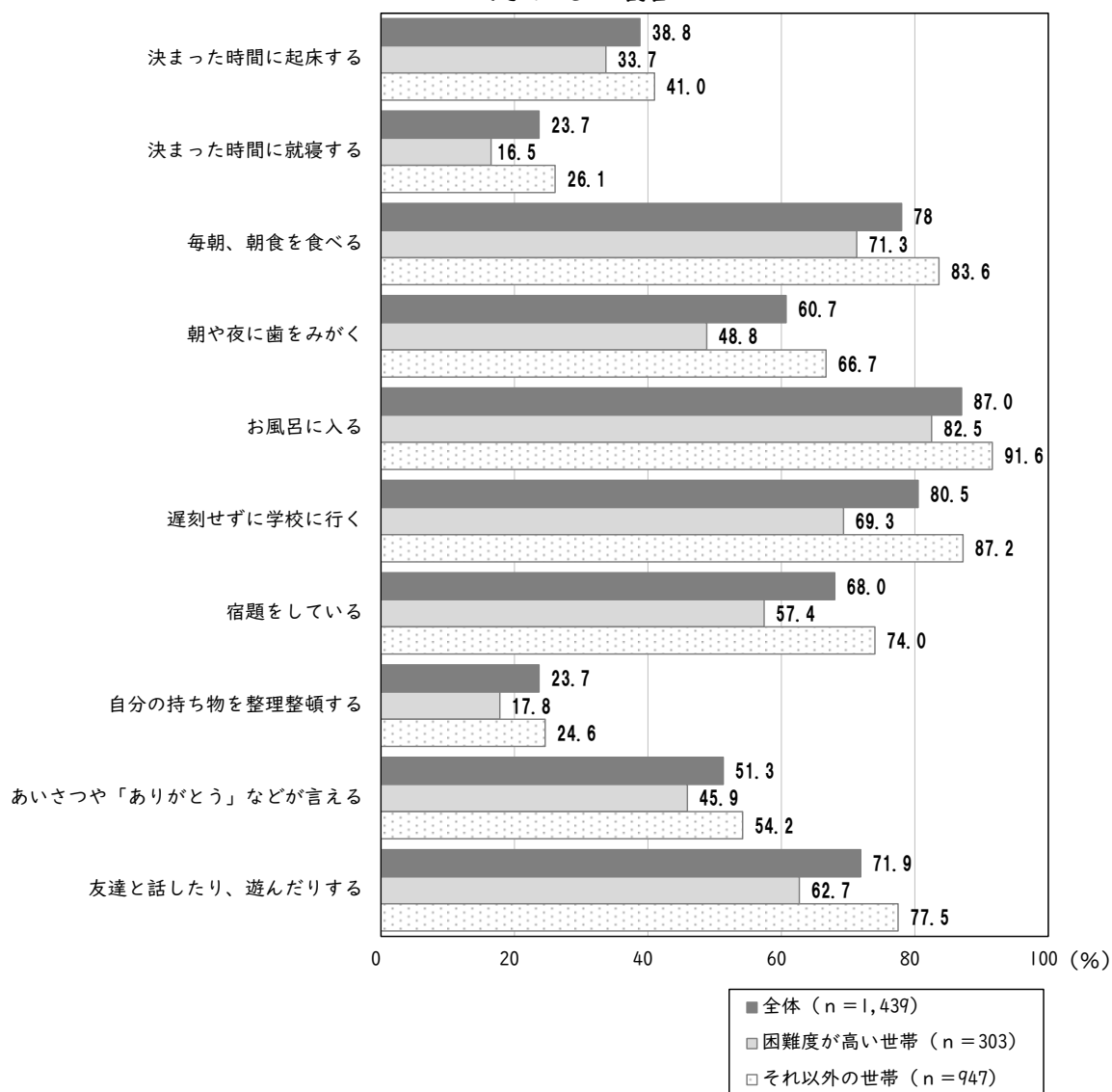
図3. 生活・学習習慣の状況



【小1・小5・中2・高2の保護者】

《困難度が高い世帯》と《それ以外の世帯》を比較すると“朝や夜に歯をみがく”は、《それ以外の世帯》では66.7%が「できている」に対し、《困難度が高い世帯》では48.8%と少ない。その他、すべての項目で《困難度が高い世帯》の方が「できている」割合が少なくなっている。

図4. 生活・学習習慣の状況
＜“できている”の割合＞



その他、令和元年度全国学力・学習状況調査によると、朝食の摂取率は、小学校 6 年生において、武雄市は 94.5%であった。（全国 95.3%、佐賀県 94.4%）

中学校 3 年生においては、武雄市 92.7%であり（全国 93.0%、佐賀県 93.3%）、小中学校ともに大きな差はない。

表 6 のように、武雄市立小中学校における不登校児童生徒⁴の割合は、令和元年度では小学校 0.68%、中学校 3.92%となっている。

小学校では、全国平均 0.83%、佐賀県 0.71%と国、県の水準より低い。

中学校においては、全国の 3.94%よりは低いが、佐賀県の 3.83%よりは高くなっている。

表 6. 市立小中学校の不登校児童生徒数

年度	H27	H28	H29	H30	R1
小学校 (人数、割合)	19 人	15 人	14 人	22 人	19 人
	0.67%	0.53%	0.50%	0.78%	0.68%
中学校 (人数、割合)	63 人	54 人	47 人	42 人	48 人
	4.72%	4.14%	3.75%	3.43%	3.92%

出典：武雄市調べ

（7）子育てにかかわる各種制度の運用上の課題

「子どもの生活実態調査」、「ひとり親家庭等アンケート調査」以外に、子どもの貧困にかかわる関係者を集めた「子どもの貧困対策会議」や武雄市子どもの貧困対策ワーキンググループ、こどもの笑顔コーディネーター、保育所・幼稚園・認定こども園、小中学校、主任児童児童委員などへのアンケート・ヒアリング調査を実施したが、その中では、制度的な背景を要因とする課題として、主に次の事項が挙げられた。

- ・義務教育後については、自治体から子どもたちの生活実態が見えづらくなり、支援が行き届きにくい
- ・個人情報保護という課題から、支援に必要な情報が得られない、共有しにくい
- ・保護者の養育能力に問題がある場合、支援を求めない場合等、支援を届けにくい
- ・新たな問題として、ヤングケアラーや、生理の貧困等子どもたちが相談しにくい問題の把握が非常に難しい
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大で、家計に影響もでており、特に家計の中で削られる食費は子どもの心身の健康に大きく影響を与える

⁴ 30 日以上欠席した長期欠席児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にあることをいう（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）。

6. 武雄市の子どもの貧困対策の基本理念と取組姿勢

武雄市の子どもを取り巻く状況に対し、武雄市教育大綱「組む」⁵における「未来を担うすべてのこどもを主人公に」の基本理念も踏まえ、子どもの貧困対策として次に掲げる基本理念と取組姿勢をもって臨む。

(1) 基本理念

- 全ての子どもたちが現在から将来にわたり生まれ育った環境に制約を受けることなく、自分の将来に希望を持てる地域社会の実現を目指す。
- 次代の担い手である子どもたちが「未来の社会を生き抜く力」を身につけることで、自分の人生を自ら切り開き、貧困の連鎖に陥ることなく社会で自立していくことを目指す。
- 学校段階のギャップを埋め、地域の力も活用した長期的・継続的な支援として、子どもに寄り添う伴走型支援を確立し、早い段階からその解決や予防に向けて取り組む。
- 子どもたちが義務教育後も安心して進学、または自立して社会人となるための支援強化に取り組む。

⁵ 令和元年度に開催した「こども教育会議」において、武雄市教育大綱を改定。これまで様々な分野において組み、施策に繋がった土台を活かし、さらに一歩先の「組む」を実現することにより、武雄市の教育の充実に取り組む。

(2) 取組姿勢

①子ども視点で連鎖を断つ

「早い段階からの予防」、「連鎖を断つ」の視点から、子どものライフステージに沿って、切れ目のなく、かつ、きめ細やかな施策を実施する。

②学校をプラットフォームに

学校を子どもの貧困対策の「プラットフォーム」と位置付け、子どもの成長・発達段階に合わせた、切れ目のない施策を推進する。

③子どもの養育に関して「困難度が高い」世帯への支援

子どもの健全な成育環境を担保するため、「困難度が高い」世帯への重点的支援を推進する。

④全市的な取組

子どもの実態を踏まえ、教育・福祉等を有機的に組み合わせるだけでなく、武雄市の将来を支える人材育成として、子どもの貧困対策に市役所を挙げて取り組む。直接の関連のない事業においても、子どもの貧困対策の視点を取り入れて横断的・総合的に施策を推進する。

⑤地域等との協働

長期的、継続的に取組を推進するため、地域、民間の企業・団体等との連携等によって子どもを取り巻くすべての者が協働して取り組む。

⑥継続的な取組

今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組むとともに子どもの実態に関する指標を設定し、定期的に計画の点検を行う。

⑦自治体間の交流と国等への働きかけ

各自治体と積極的に情報交換を行い、武雄市の特性を活かせる取組を積極的に取り入れるとともに、国や県、関係機関に対して、あらゆる機会を捉えて政策や予算の要望、連携の強化を求める。

7. 子どもの貧困対策の具体的な施策と指標

(1) 施策の柱

武雄市は、基本理念と取組姿勢、そして子どもたちを取り巻く状況を踏まえ、以下の4つの柱を設定し、それに基づき施策を実施する。

4つの柱は各々独立したものではなく互いに相関し合う関係である。それぞれの施策・事業は、互いに連携・連動することにより、一層の相乗効果を生むことを想定して施策の実施にあたる。

I. 子どもに寄り添う伴走型支援

子どもの貧困対策においては、学校段階のギャップを埋め、地域の力も活用した長期的・継続的かつ総合的な支援が必要である。

施策としては、早い段階からその解決や予防に向けて、**子どもに寄り添う伴走型支援の確立**に取り組む。特に、子どもの養育に関して「困難度が高い」と考えられる家庭を見出し、「少し気になる子ども」への早期対応に努める。

第二期計画では、これまで取り組んだ伴走型支援の更なるステップアップを目指し、こどもの笑顔コーディネーターによる支援体制の拡充により、アウトリーチでの訪問支援等、伴走型支援の拡大・充実を図る。

II. 教育・学びの支援

貧困の連鎖を断ち切るためには、子どもたちが家庭環境等に関わらず、自分の将来を切り開くための「未来の社会を生き抜く力」を身につけることが重要である。

①「**学校**」をプラットフォームとしたあらゆる**学びへの環境整備**として、総合的な子どもの貧困対策の展開に取り組む。特に、地域の子どもは地域で育てるという観点で、地域とともにある学校を構築するとともに、スクールソーシャルワーカー等を活用した教育環境の整備を推進する。

②**学力・体験支援**として、学力の向上と定着、体験活動の充実、資格取得の支援に取り組む。特に、さまざまな機関と「組む」という視点で、基礎学力の定着や学習への意欲づけと学習習慣の確立、生き抜く力の基盤や成長の糧となる体験活動の支援を推進する。

③**就学支援・学びの環境支援**として、子どもの養育に関して困難度の高い家庭等への支援に取り組む。特に、新入学の際の更なる負担軽減や奨学金等の支援を充実させるとともに、就学・修学・就職のための給付・貸与・減免等の多様な制度の認知度向上に取り組む。また、子どもの貧困問題の啓発により、問題の早期発見、早期対応を促す。

Ⅲ. 生活・養育環境の支援

子どもたちが「未来の社会を生き抜く力」を身につけるためには、身体的・精神的に安定した環境で生活ができ、正しい生活習慣を身に付けられることが重要である。

①**親子への生活・養育環境の支援**として、子育て世帯が孤立することなく、子どもを養育できるような生活環境の確立支援に取り組む。

また、相談体制の拡充を図り、ヤングケアラー問題等部署を跨ぐ複合的課題について相談・支援できる体制を構築する。その他、ひとり親世帯の養育費確保等安心して子育てができる支援、親の養育能力・養育意識向上を図る。

支援者が支援のために必要な情報についてより円滑に取り扱うことができるよう子どもの貧困問題に関する個人情報について、個人情報の一元化を図る。

②**保護者の生活支援**として、保護者がそれぞれの能力を発揮できるような支援に取り組む。育児と仕事との両立支援のほか、社会的な孤立や育児不安を解消するための相談体制の充実を図る。

③**子どもの生活支援・居場所づくり**として、家庭での学習や遊び・交流が困難な子どもたちに対して、学習習慣の定着と学習意欲の向上を図るとともに放課後に安心して過ごせる居場所づくりを推進する。

また、子どもや保護者が孤立せず地域で育てるという観点で、支援がより多くの家庭に届くように地域・団体との協働による子育てを目指す。

④**子どもの自立に向けた支援**として、義務教育修了後に子どもたちが経済的理由で進学を諦めないための支援、又は就職等自立して社会人となるための支援に取り組む。高校進学後の中途退学者、ひきこもり等問題を抱える子どもに対する自立支援、就労への支援、健康・生活支援、学び直し支援等関係機関の連携により孤立を防ぎ、支援につなぐ。

Ⅳ. 就労・経済的な支援

子どもたちが、周囲からの十分な関わりを受けて、安全・安心・安定の確保された生活を営むためには、保護者が安定した就労状況にあり、公的な支援も活用して最低限必要な経済基盤が保障され、経済面でも精神面でもゆとりを持って生活することが重要である。

①**就労の支援**として、職業資格等の取得により正規雇用につなげる支援等を行うとともに、就業環境の改善のために雇用対策の強化に取り組む。

②**経済的な支援**として、保護者に対し、ひとり親世帯等に限らず生活状況に応じた給付事業等の支援を確実に行うとともに、実態を踏まえた柔軟な支援方策に取り組む。特に医療費助成については、義務教育後についても支援拡大を図る。

（２）具体的な取組み

（１）で述べた４つの柱のもと、別表１のとおり事業を設定する。

事業は主たる事業とその他関連事業に分類する。主たる事業においては、さらに重点的に取り組む重点事業を設定するとともに、その他関連事業については、子どもの貧困対策の視点も取り入れ、個々の事業において改善に取り組む。

なお、事業については、国や県の制度変更だけでなく、指標を含めた市の状況変化に応じて見直されることもあるため、年度ごとに事業の一覧を作成する。

（３）指標

本計画を総合的に推進するに当たり、計画の実効性を担保し、子どもの実態、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、別紙２のとおり指標を設定する。なお、国の「子供の貧困対策に関する大綱」及び「佐賀県子どもの貧困対策推進計画」において掲げられている指標において、武雄市単独では、統計的に算出が困難なものも多いため、必要に応じて、佐賀県の数値を踏まえた実施状況等を検証する必要がある。そのため、「佐賀県子どもの貧困対策推進計画」における数値についても参考値として掲載している。

子どもの貧困については、子どもの教育や学び、生活環境、保護者の就労や経済状況など、幅広く多岐にわたり、かつ、それらが相互・複合的に影響を与えていることから、現時点で各々の指標に対して目標数値を設定することは困難だと考えているが、個別事業単位では、目標数値を設定し、目に見える取組を推進していくように努める。

なお、指標そのものについても、新たな調査の実施や統計データの突合等により、現状をより具体的に把握できる指標がある場合には、適時に指標の追加・修正を行う。

（４）計画の見直し

本計画については、指標の数値変化だけでなく、個別事業における状況や効果、武雄市の子どもを取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえ、長期的な視野の下、必要に応じて見直しや改善を図る。

武雄市子どもの未来応援計画 事業体系(令和3年度)

【別表1】

施策の柱	施策	重点事業	事業	区分	担当部署		その他関連事業	区分	担当部署
1 子どもに寄り添う 伴走型支援			○ こどもの笑顔コーディネーター設置事業	継続	こどもの貧困対策課				
			○ 子育て世代包括支援センター事業	継続	健康課・こども未来課				
2 教育・学びの支援	① 「学校」をプラットフォームとした あらゆる学びへ環境整備 (県計画)		○ 佐賀県スクールカウンセラー事業	継続	学校教育課	①	青少年育成市民会議活動支援事業	継続	生涯学習課
			○ スクールソーシャルワーカー活用事業【県事業】	継続	学校教育課		社会人権・同和教育啓発活動事業	継続	生涯学習課
			○ コミュニティ・スクール事業	継続	学校教育課		地域コミュニティ活性化事業費補助金(通学合宿他)	継続	生涯学習課
			○ 地域学校協働本部事業	継続	学校教育課		学習機会提供事業(公民館事業)	継続	生涯学習課
			○ 学校保健事業	継続	学校教育課		教育課程研究指定事業	継続	学校教育課
							小学校・中学校教育振興事業	継続	学校教育課
	② 学力・体験支援		○ 放課後等補充学習支援事業	継続	学校教育課	②	ALT活用事業	継続	学校教育課
			学力・知能・進路適性検査	継続	学校教育課		日本宇宙少年団武雄分団事業	継続	文化課
			職業意識づくり教育	継続	学校教育課		国際交流事業	継続	企画政策課
			○ 食育推進事業	継続	健康課		緑の少年団育成事業	継続	農林課
			○ 食生活改善推進事業	継続	健康課		スポーツ振興事業	継続	スポーツ課
			○ 食を通じた健康づくり(ベジファースト)事業	継続	健康課				
			ICT教育推進事業	継続	学校教育課				
			新たな学校づくり推進事業	継続	学校教育課				
			放課後子ども教室	継続	こども未来課				
			わんぱくスクール・ジュニアリーダー育成事業	継続	生涯学習課				
	③ 就学支援・学びの環境支援 (県計画・足立区)		○ 不登校・引きこもり訪問支援事業	継続	学校教育課	③	児童生徒及び教職員の健康診査事業	継続	学校教育課
			就学相談	継続	学校教育課		図書館・歴史資料館運営事業	継続	文化課
			就学前児童の健康診断及び知能検査	継続	学校教育課		適正就学支援事業	継続	学校教育課
			学校適応指導教室支援事業	継続	学校教育課		特別支援教育推進事業	継続	学校教育課
			学校生活支援員配置事業	継続	学校教育課		武雄市教育研究会事業	継続	学校教育課
			○ 就学援助(要保護・準要保護)	継続	教育総務課				
			○ 特別支援教育就学援助	継続	教育総務課				
			○ 奨学資金貸与事業	継続	教育総務課				
			教育・保育給付費(幼稚園・認定こども園)	継続	こども未来課				
			○ その他給付・貸付・減免制度の周知	継続	こどもの貧困対策課				
			通学費助成事業	継続	学校教育課				
3 生活・養育環境の 支援	① 親子への生活・養育環境の支援 (足立区)		○ 家庭児童相談事業	継続	福祉課	①	未熟児養育医療事業	継続	健康課
			○ 母子・父子自立支援事業	継続	福祉課		予防接種事業	継続	健康課
			○ 要保護児童対策協議会運営事業	継続	福祉課		障がい児支援給付事業	継続	福祉課
			○ 母子生活支援施設措置費事業	継続	福祉課		休日急患センター運営事業	継続	
			キッズウィーク推進事業	継続	企画政策課		南部地区小児時間外診療事業(広域事業)	継続	健康課
			○ 生活困窮者自立支援事業	継続	福祉課		市営住宅維持管理事業	継続	建設課
			母子手帳交付・妊婦健康診査事業	継続	健康課		公園等管理業務	継続	公園課
			乳幼児相談	継続	健康課		集落支援業務	継続	防災・減災課
			2歳6か月児・妊婦・幼児歯科健診	継続	健康課		地域活動支援センター運営事業	継続	福祉課
			乳幼児家庭全戸訪問事業	継続	健康課		認可外保育施設等運営支援事業	継続	こども未来課
			母子保健推進員活動事業	継続	健康課		障がい児通所支援事業	継続	福祉課
			○ 民生委員児童委員連絡協議会活動支援事業	継続	福祉課		障がい児支援高額障がい児通所給付事業	継続	福祉課
			家族介護支援事業	継続	健康課		人権啓発活動再委託事業	継続	総務課
			乳幼児健康診査事業	継続	健康課		男女共同参画活動推進事業	継続	男女参画課
			○ 自殺対策支援事業	継続	健康課		コミュニケーション支援事業	継続	福祉課
			個別心理・言語相談事業	継続	健康課		施設等利用給付費	継続	こども未来課
			教育・保育給付費(保育所)	継続	こども未来課		社会福祉協議会運営支援事業	継続	福祉課
			地域子育て支援拠点事業	継続	こども未来課				
			○ 子育て世代包括支援センター事業	継続	健康課				
			○ 子育て援助活動事業(ファミリーサポート事業)	継続	こども未来課				
			○ 食育推進事業	継続	健康課				
			○ フードバンク活動事業者支援事業	新規	環境課				
			○ 子ども家庭総合支援拠点事業	新規	福祉課				
	② 保護者の生活支援 (県計画・足立区)		女性総合相談事業	継続	福祉課	②	障がい者総合相談支援	継続	福祉課
			○ 母子家庭等日常生活支援事業【県事業】	継続	福祉課		障がい者自立支援給付事業	継続	福祉課
			○ 子育て短期支援事業	継続	福祉課		障がい者自立支援給付事業(更生医療費・育成医療費・療養介護医療費)	継続	福祉課
			病児・病後児保育事業	継続	こども未来課		訪問入浴サービス事業	継続	福祉課
			一時預かり事業	継続	こども未来課		小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	継続	福祉課
			延長保育事業	継続	こども未来課		日中一時支援事業	継続	福祉課
			○ 産後ケア事業	新規	健康課		小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	継続	福祉課
			ペアレントプログラム事業	新規	福祉課		重度障がい者地域生活重点支援事業(介護者レスパイト支援事業)	継続	福祉課
			○ DV防止対策事業	継続	男女参画課		健康増進事業(わっかもん健診・特定健診)	継続	健康課
			○ 公正証書等作成支援事業	新規	福祉課		がん検診事業	継続	健康課
			発達障がい児支援強化事業	継続	福祉課		健康ポイント事業	継続	健康課
			不妊治療費助成事業	継続	健康課		法律相談	継続	市民協働課
							消費者行政活性化事業	継続	市民協働課
							ウェルカム武雄事業	新規	ハブ都市・新幹線課
	③ 子どもの生活支援・居場所づくり (県計画・足立区)		放課後児童健全育成事業	継続	こども未来課	③	特別支援学校放課後児童健全育成事業	継続	福祉課
			放課後児童クラブ施設整備事業	継続	こども未来課		多様な事業者の参入促進・能力活用事業補助金(障がい児保育)	継続	こども未来課
			フッ化物応用事業	継続	健康課		障がい児保育事業	継続	こども未来課
			○ 子どもの居場所事業	継続	こどもの貧困対策課		軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業	継続	福祉課
							認可外保育施設等健康・安全対策事業	継続	こども未来課
	④ 子どもの自立に向けた支援		○ 就労準備支援事業	継続	福祉課				
			○ 就職情報提供	継続	商工観光課				
4 就労・経済的な支 援	① 就労の支援 (県計画)		○ 母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給事業	継続	福祉課	①	トレーニングファーム事業	継続	農林課
			○ 母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業	継続	福祉課		新規就農者総合支援事業	継続	農林課
			○ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	継続	福祉課		専門技能者育成事業	継続	商工観光課
			○ 武雄嬉野 雇用創出 スタートアップ事業	新規	商工観光課		新規就農者確保対策事業	継続	農林課
			○ 障がい者雇用促進事業	継続	福祉課		農業次世代人材投資事業	継続	農林課
			○ 被保護者就労支援員事業	継続	福祉課				
			○ 介護職員等就職支援補助事業	継続	福祉課				
	② 経済的な支援 (県計画)		児童手当給付事業	継続	福祉課	②	重度心身障がい者医療費助成事業	継続	福祉課
			○ 児童扶養手当給付事業	継続	福祉課		特別児童扶養手当給付事業	継続	福祉課
			○ 子ども医療費助成事業(未就学・小・中学生まで)	継続	福祉課				
			○ 子ども医療費助成事業(高校生等まで)	新規	福祉課		特別障がい者手当等給付事業	継続	福祉課
			○ 助産施設措置事業	継続	福祉課		重度心身障がい児福祉年金支給事業	継続	福祉課
			○ ひとり親家庭等医療費助成事業	継続	福祉課		助産施設措置事業	継続	福祉課
			○ 生活保護事業	継続	福祉課				
			○ 母子父子寡婦福祉資金貸付【県事業】	継続	福祉課				
			○ 新生児聴覚検査助成事業	継続	健康課				
			○ 実費徴収に係る補正給付を行う事業補助金	継続	こども未来課				
			○ ひとり親家庭等家賃助成事業	継続	福祉課				

子どもの貧困に関する指標(令和元年度)

【別表2】

(単位:%)						
No.		指標	国	佐賀県	武雄市	備考
1	生活保護世帯	高等学校等進学率	94.0	83.8	81.8	平成27～令和元年度(5ヵ年)の平均値
2		高等学校等中退率	4.3	5.3	5.6	平成27～令和元年度(5ヵ年)の平均値
3		大学等進学率	36.4	33.3	20.0	平成27～令和元年度(5ヵ年)の平均値
4	児童養護施設	高等学校等進学率	96.2	93.3	—	
5		大学等進学率	28.3	15.4	—	
6	学校	スクールソーシャルワーカーの対応実績のある小学校の割合	50.9	89.4	—	
7		スクールソーシャルワーカーの対応実績のある中学校の割合	58.4	87.0	—	
8		スクールカウンセラーの配置率(小学校)	67.6	100.0	100.0	8名で市内小学校11校、中学校5校を担当
9		スクールカウンセラーの配置率(中学校)	89.0	100.0	100.0	
10	就学援助	毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	65.6	65.0	配付	周知用チラシの配付
11		新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(小学校)	47.2	80.0	実施	
12		新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(中学校)	56.8	80.0	実施	
13	全世帯	全世帯の子どもの高等学校中退率	1.4%	0.9%	—	
14		全世帯の子どもの高等学校中退者数	48,594	177	—	
15	ひとり親家庭	親の就業率(母子家庭)	81.8	92.2	89.7	児童扶養手当受給者のみ(令和元年8月現在)
16		親の就業率(父子家庭)	85.4	92.2	96.9	児童扶養手当受給者のみ(令和元年8月現在)
17		ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(母子家庭)	44.4	49.3	—	児童扶養手当受給者のみ(令和元年8月現在)
18		ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(父子家庭)	69.4	66.5	—	児童扶養手当受給者のみ(令和元年8月現在)
19		ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園)	73.4	—	—	
20		ひとり親家庭の子供の進学率(中学卒業後)	96.3	—	93.5	児童扶養手当受給者のみ(令和元年8月現在)
21		ひとり親家庭の子供の進学率(高等学校卒業後)	58.5	—	—	
22		ひとり親家庭のうち養育費について取決めをしている割合(母子家庭)	42.9	38.7	—	市では母子・父子含めて33.7%
23		ひとり親家庭のうち養育費について取決めをしている割合(父子家庭)	20.8	14.2	—	市では母子・父子含めて33.7%
24	貧困率	子供の貧困率	13.5	—	—	
25		子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	48.1	—	—	
26	武雄市独自指標	要保護・準要保護認定者の割合	※14.5	※12.4	12.6	認定者数550人(令和2年3月末)
27		朝ごはん摂取率(小学6年生)	95.3	94.4	94.5	「している」「どちらかといえばしている」と回答した児童の割合(令和元年度調査)
28		朝ごはん摂取率(中学3年生)	93.0	93.3	92.7	「している」「どちらかといえばしている」と回答した児童の割合(令和元年度調査)
29		不登校児童数(30日以上)の割合(小学校)	0.83	0.71	0.68	令和2年3月末
30		不登校生徒数(30日以上)の割合(中学校)	3.94	3.83	3.92	令和2年3月末

※要保護・準要保護認定者の国及び県の割合については、認定の基準が自治体により異なり比較できないため参考値として掲載。(被災児童生徒は除く)